

小牧市中小企業新産業技術開発支援補助金

公的機関等が行う製品の品質管理、品質改善及び製品開発等に必要な依頼試験等を利用する事業者に対し、その利用に要した手数料又は、利用料の一部を補助します。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 中小企業者である方(ただし、みなし大企業は除く)
- ・ 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- ・ 市税の滞納のない方
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に規定する他風俗営業その他の業種及びこれに相当すると市長が認めた業種又はギャンブルに係る業種を営む者でない方

2 補助対象事業

- (1) あいち産業科学技術総合センターが行う依頼試験
- (2) 名古屋市工業研究所が行う依頼試験
- (3) 公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センターにおけるビームライン又は高度計測分析機器の利用

3 補助対象経費

- ・ 補助金の交付を受けようとする年度に納入した補助対象事業に係る手数料等

4 補助金額

補助対象経費×1/2

※ 100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。

※ 同一の補助対象事業者について1年度につき50万円を限度とします。



申請から交付の流れ

① 交付申請書の提出

補助対象事業に係る手数料等を納めた後、小牧市中小企業新産業技術開発支援補助金交付申請書(様式第1)に下記書類を添付して市役所商工振興課へ提出して下さい。

※ 最終申請日は依頼試験等を利用した年度の3月31日とします。

※ 同一年度分であればまとめて申請することも可能です、

<添付書類>

- ・ 登記事項証明書の写し
 - ・ 補助対象事業に係る依頼書又は利用申込書の写し
 - ・ 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
 - ・ 申請日以前1年間において納期の到来した小牧市市民税及び固定資産税の納税証明書又は納税状況調査承諾書
 - ・ 個人事業者にあつては事業者本人、法人にあつては代表者又は担当者の本人確認書類(運転免許証等顔写真付きのもの)の写し
 - ・ 小牧市中小企業新産業技術開発支援補助金交付請求書(様式第3)
- ※ 審査前のため請求日は空欄

② 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業新産業技術開発支援補助金交付決定通知書を送付します。

③ 補助金交付

<問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係
〒485-8650
小牧市堀の内三丁目1番地
電話:0568(76)1112